

<参考様式>

年 月 日

株式会社〇〇〇〇
〇〇 〇〇 様

住所（郵便番号、本社所在地）

企業名（会社名又は屋号）

代表者氏名（代表者の役職名及び氏名）

㊟

注 文 書

いつもお世話になっております。

年 月 日付お見積りに基づいて下記のとおり注文いたしますので、よろしくお願ひ申
し上げます。

記

金額 円（税込み）

品名	単価	数量	合計
		小計	
		消費税等	
		合計	

納 期： 年 月 日

納品場所：

担 当 〇〇課 〇〇〇〇
T E L
F A X

<参考様式> ※契約金額が 50 万円以上 100 万円の場合作成

令和 年 月 日

請 書

1 契約金額 金 円 (税込み)

2 契約の目的 ○○○○
内 訳

品名	単価	数量	合計
		小計	
		消費税等	
		合計	

3 納入期限 年 月 日

4 納入場所 ○○○○

5 対価支払の時期 正当な請求書が受理された時から 30 日以内

契約の履行にあたっては、○○○の指揮監督に従い、本請書の条項に違反したときは、いかなる処置を講じられても異議なく応じます。

証拠として本書を提出します。

株式会社○○○○
○○ ○○ 様

住所 (郵便番号、本社所在地)

企業名 (会社名又は屋号)

代表者氏名 (代表者の役職名及び氏名)

印

<参考様式> ※委託業務の契約金額が100万円以上の場合作成

委 託 業 務 契 約 書

収 入
印 紙

- 1 委託業務の目的
- 2 履 行 期 間 自 年 月 日 至 年 月 日
- 3 契 約 金 額 金 円 (消費税等込み)
- 4 納 入 場 所

上記委託業務について、株式会社〇〇〇（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇（以下「乙」という。）との間において、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別冊仕様書に基づき頭書契約金額をもって、頭書履行期限までに、委託業務を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない事項については、甲乙協議して定める。

(再委託の制限)

第2条 乙は、委託業務の処理を一括して他に委託してはならない。

2 乙は、委託業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

3 乙は前項により委託業務の一部を第三者に委託した場合においても、当該第三者行為について、一切の責任を負うものとする。

(委託業務の調査等)

第3条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の処理状況を調査し、又は乙に対し報告を求めることができる。

(仕様書等不適合の場合の修正義務)

第4条 乙は、委託業務が仕様書に適合しない場合において、甲がその修正を要求したときは、乙はこれに従わなければならない。この場合において、そのために契約金額を増額し又は履行期限を延長することはできない。

(業務内容の変更)

第5条 甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、委託業務を一時中止し、もしくは履行期限の伸縮をすることができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して、書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が著しい損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(期限の延長)

第6条 乙は、天災地変その他自己の責によらない理由により履行期限までに委託業務を完了することができないときは、甲に対し遅滞なくその理由を付して、履行期限の延長を求めることができるものとする。

(経済事情の激変等による契約金額の変更)

第7条 履行期限内に経済事情の激変又は、予期することのできない理由の発生に基づき契約金額が著しく不相当であると認められるときは、実情を調査し、甲乙協議のうえ、契約金額を変更することができる。

(管理義務)

第8条 乙は、委託業務の施行上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰する理由による場合においてはこの限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金）

第9条 甲は、乙の責に帰する理由により履行期限内に委託業務を完了しないときは、その期限の翌日から遅延日数に応じ、未済部分に対応する金額に対し、年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を損害金として徴収する。

（検査及び引渡し）

第10条 乙は委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して完了報告書（納品書）を提出しなければならない。

2 甲は、前項の完了報告書（納品書）を受領したときは、その日から14日以内に目的物について検査をしなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり目的物について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

（契約金額の支払い）

第11条 乙は、前条の規定による検査に合格し、引渡しを終了したときは、所定の手続きに従って契約金額の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の正当な請求書を受領したときは、その日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

（遅延利息）

第12条 甲の責に帰する理由により前条第2項に定める期間内に契約金額が支払われないときは、乙は、その期限の翌日から年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息の支払を請求することができる。

（甲の契約解除権）

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

- 一 乙の責に帰する理由により、履行期限内に業務の完了の見込みがないと認めたとき。
- 二 第2条の規定に違反したとき。
- 三 乙又はその使用人が検査もしくは監督に際し職務執行を妨げ又は妨げようとしたとき。
- 四 前各号のほか、契約不履行のおそれがあると認めるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 前項の規定によりこの契約が解除された場合
- 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（乙の契約解除権）

第14条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 第5条第1項の規定により業務内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき及び業務の中止期間が契約期間の2分の1以上に達したとき。
- 二 甲が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となったとき。

(秘密の保持)

第 15 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡制限)

第 16 条 乙は、委託業務によって生じる一切の権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。

(著作権等の帰属)

第 17 条 委託業務によって発生した納入物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条所定の権利を含む。)、特許権その他一切の知的財産権(以下「著作権等」という。)は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、甲又は甲の承継人から納入物に係る著作権等の使用許諾を受けた第三者に対し、納入物に係る一切の著作者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。)を行使しない。

(第三者の権利侵害等)

第 18 条 乙は、納入物又は委託業務の遂行に関して、第三者が保有する著作権、特許権その他一切の知的財産権その他の権利を侵害することがないように必要な措置を講ずるものとする。

2 委託業務に起因して第三者に損害を及ぼした場合、乙は当該第三者に対し、当該損害を賠償する。

(契約に関する紛争の解決)

第 19 条 本契約に関する一切の紛争については、甲乙協議して定める。

(契約外の事項)

第 20 条 この契約書に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、契約書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

年 月 日

甲 住 所
事業者名
代表者役職及び氏名

印

乙 住 所
事業者名
代表者役職及び氏名

印

<参考様式> ※売買の契約金額が 100 万円以上の場合作成

売 買 契 約 書

1 売 買 金 額 金 円 (消費税込)

2 売買の目的

内 訳

品 名	種類、形状、規格、等級等	数 量	単 価	金 額		備 考
					うち消費税等	
			円	円	円	
合 計						

3 納入場所

4 納入期限 年 月 日

上記の物件の供給について、株式会社〇〇〇（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇（以下「乙」という。）との間において、〇〇売買契約を次の条項により締結する。

（総則）

第 1 条 乙は、頭書の売買金額をもって頭書の期限内に「〇〇」の供給を履行しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第 2 条 乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、委託し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して、売掛債権（第 8 条第 1 項に規定する乙の売買金額の支払の請求に係る権利（物件の引渡し前であっても将来引渡しにより取得する権利を含む。）をいう。次項において同じ。）を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による売掛債権の譲渡に係る甲への通知（債権譲渡登記がされたことの通知を含む。以下この項において「通知」という。）が、甲の乙への支払手続（甲が第 8 条第 1 項の規定による乙からの支払請求に基づき、乙を当該売買金額の債権者として確定し、乙に支払をするために甲が行う一連の手続をいう。）の完了後に甲に到達した場合、乙は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条第 1 項及び動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号）第 4 条第 2 項の規定にかかわらず当該通知の内容を甲に対抗することができない。

（契約の変更、中止等）

第 3 条 甲は、必要がある場合には、契約物件の内容を変更し、若しくは当該契約を一時中止し又はこれを打ち切ることができる。この場合において履行期限又は売買金額を変更する必要があるときは、甲がこれを定め、乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受け取った日から 5 日以内に変更契約を締結しなければならない。

3 第 1 項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。賠

償額は、甲乙協議して定める。

(履行期限の延長)

第4条 乙は、天災その他自己の責に帰することのできない理由により履行期限までに供給することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を付してその期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲が定める。

(物価の変動)

第5条 履行期限内に予期することのできない異常の理由に基づく経済情勢の変化により物価の変動を生じ、そのために売買金額が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して売買金額又は契約内容を変更することができる。

2 前項の規定により契約内容を変更するときは、第3条第2項の規定に準じ変更契約を締結しなければならない。

(危険負担)

第6条 売買物件の引渡前にその物件について生じた損害は、乙の負担とする。ただし甲の責に帰する理由による場合又は天災その他の不可抗力による損害で乙が善良な管理者の注意をなしたと認められる場合の損害については、甲の負担とし、その損害額の算定は、甲乙協議して定める。

(検査、引渡の時期及び場所)

第7条 乙は、売買物件の供給を完了したときは、甲に納品届を提出しなければならない。

2 甲は、乙から前項の納品届を受領したときは、その日から10日以内に頭書の納入場所において検査を行わなければならない。この場合乙は、検査に立会うものとする。

3 乙は、検査に合格したときは、遅滞なく物件を引渡さなければならない。

(売買金額の支払)

第8条 乙は、前条第3項の規定により物件を引渡したときは、所定の手続きに従って売買金額の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に売買金額を支払わなければならない。

(損害金及び遅延利息)

第9条 乙が履行期限内に契約の全部又は一部を履行しないときは、甲は、乙から損害金を徴収する。ただし、第4条の規定により、甲において履行期限の延長を認めたときは、この限りでない。

2 前項の損害金は、履行期限の翌日から遅延日数に応じ、次の各号の一により算定した額に年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

一 既に引渡した部分については、当該部分に対する売買金額に相当する代金を頭書の売買金額から控除した額

二 前号以外については、頭書の売買金額

3 甲の責に帰する理由により前条第2項に定める期間内に売買金額が支払われないときは、乙は、その期限の翌日から年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息の支払を請求することができる。

(検査の遅延)

第10条 甲の責に帰する理由により第7条第2項の期間内に検査をしないときは、その期間を経過した日から検査した日までの期間の日数(以下「遅延日数」という。)は、第8条第2項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差引くものとし、又当該遅延日数が約定期間の日数をこえる場合には、約定期間は、満了したものとみなし、甲は、そのこえる日数に応じ前条第3項に規定する遅延利息を支払わなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、契約を解除する。

一 乙の責に帰すべき理由により頭書の期限内又は期限後相当期間内に物件を供給する見込みがないと明らかに認められるとき。

二 前号のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 乙は、売買の目的物の変更により頭書の売買金額が3分の2以上減じ又は履行期限が2分の1以上短縮されたときは、甲に対し契約の解除を申し出て契約を解除することができる。

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、売買金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第1項の規定によりこの契約が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

5 第1項又は第4項の規定により契約が解除された場合において、売買の目的物の既納部分があるときは、甲の所有とすることができる。この場合において甲は、当該部分の検査をし、その合格部分に対する売買金額相当額を支払わなければならない。

（物件の供給後の保証）

第12条 乙は、物件の供給後において自己の負担により、次に掲げる事項について保証するものとする。

一 物件納入後1年以内に限り「月〇〇回」の無料点検及び応急小修理又は〇〇

二 〇〇〇〇

（契約に関する紛争の解決）

第13条 本契約に関する一切の紛争については、甲乙協議して定める。

（契約外の事項）

第14条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所
事業者名
代表者役職及び氏名

印

乙 住 所
事業者名
代表者役職及び氏名

印

<参考様式>

【検収・検査調書の例】

検 収 ・ 検 査 調 書

代表者			担当
印	印	印	印

品名	
品質・形状・寸法（仕様）	
数量	
納期限	
給付を完了した旨の通知を受けた日	
検収・検査場所	
検収・検査日	
契約の相手方の住所・氏名	
立会人	
検収・検査意見	
上記のとおり検収・検査しました。	
年 月 日	検収・検査者職氏名 印